

## **第2章 食中毒統計調査**

### **1 調査の目的**

食中毒統計調査は、食中毒の患者並びに食中毒死者の発生状況を的確に把握し、また複雑な発生状況を解明することを目的とする。

### **2 統計の対象**

全国の保健所

### **3 調査期間**

令和元(2019)年1月1日から同年12月31日

### **4 調査の方法**

食中毒事件の調査を実施した都道府県等において、調査終了後に食中毒事件調査票に記入し、厚生労働省あて提出する。

## **第3章 介護サービス施設・事業所調査**

### **1 調査の目的**

全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

### **2 調査の対象及び客体**

#### (1) 基本票

全国の介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設を対象とし、これらの施設・事業所の全数を調査客体とする。（ただし（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導並びに医療施設がみなしで行っている（介護予防）訪問看護及び（介護予防）通所リハビリテーションを除く。）

#### (2) 詳細票

介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設を対象とし、訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所（地域包括支援センター）については都道府県及び事業所の規模（通所介護については都道府県）を層として層化無作為抽出した事業所、それ以外についてはその全数（休止中を含む。）を調査客体とする。

### **3 調査の時期**

令和元(2019)年10月1日

### **4 調査事項**

#### (1) 基本表

- ① 施設基本票：法人名、施設名、所在地、活動状況、定員
- ② 事業所基本票：法人名、事業所名、所在地、活動状況

#### (2) 詳細票

- ① 介護保険施設：開設・経営主体、在所（院）者数、居室等の状況、従事者数等
- ② 居宅サービス事業所等：開設・経営主体、利用者数、従業者数等

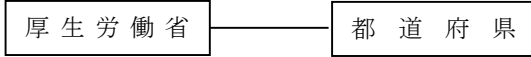
### **5 調査方法**

介護保険施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所等の管理者が調査票に記入する。

## 6 調査系統

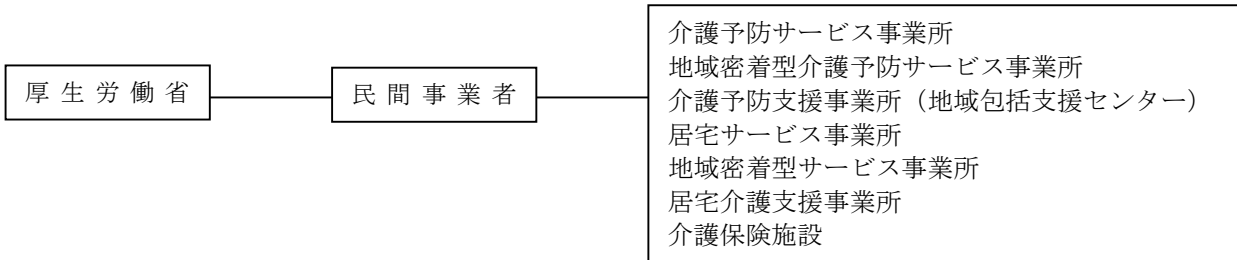
### (1) 基本票

行政情報から把握可能な項目について、都道府県に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施する。



### (2) 詳細票

厚生労働省が委託した民間事業者から施設・事業所に対し、郵送及び一部オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施する。



#### ※調査方法及び系統について

- ・平成20(2008)年調査までは、施設・事業所に対し都道府県・指定都市・中核市による調査票の配布・回収（一部の調査票は厚生労働省（平成20(2008)年調査のみ、厚生労働省が委託した民間事業者）による郵送）により調査を実施した。
- ・平成21(2009)～23(2011)年調査は、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・回収（郵送）により調査を実施した。
- ・平成24(2012)年調査からは、行政情報から把握可能な項目については、都道府県に対しオンラインによる基本票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目については、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による詳細票の配布・回収（郵送）により調査を実施した。なお、平成28(2016)年調査からは、詳細票の一部については、オンラインによる回収も可能とした。
- ・詳細票については、平成30年調査以降、全数調査から標本調査への移行により、結果は推計値となるため、平成29年調査以前の調査結果との比較には留意が必要。

## 7 用語の説明

### (1) 介護保険施設

#### ① 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

#### ② 介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設

#### ③ 介護医療院

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設

#### ④ 介護療養型医療施設

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設

### (2) 居宅サービス・介護予防サービス

#### ① 訪問介護

- 居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話
- ② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護  
居宅を訪問し、浴槽を提供されて受ける入浴の介護
  - ③ 訪問看護（ステーション）、介護予防訪問看護（ステーション）  
居宅で看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助
  - ④ 通所介護  
老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練
  - ⑤ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション  
介護老人保健施設、病院・診療所に通って受ける心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等のリハビリテーション
  - ⑥ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護  
特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設への短期入所で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練
  - ⑦ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護  
介護老人保健施設、介護療養型医療施設等への短期入所で受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話
  - ⑧ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護  
有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、特定施設サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話
  - ⑨ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与  
日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助けるもの（厚生労働大臣が定めるもの）の貸与
  - ⑩ 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売  
福祉用具のうち、入浴又は排せつの用に供するための用具等の販売
- (3) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス
- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助
  - ② 夜間対応型訪問介護  
夜間において、定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話
  - ③ 地域密着型通所介護  
小規模の老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練
  - ④ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護  
認知症の要介護者（要支援者）が、デイサービスを行う施設等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練
  - ⑤ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護  
居宅又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通い、又は短期間宿泊し、当該拠点において受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練
  - ⑥ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護  
比較的安定した状態にある認知症の要介護者（要支援者）が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練
  - ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護  
有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話
  - ⑧ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）  
訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス
  - ⑨ 地域密着型介護老人福祉施設  
老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による市町村長の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、地域密着型サービス計画に基

づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

(4) 介護予防支援事業所（地域包括支援センター）

居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを適切に利用するための介護予防サービス計画等の作成、介護予防サービス提供確保のための事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うもの

(5) 居宅介護支援事業所

居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、在宅サービス等を適切に利用するために、利用するサービスの種類・内容等の居宅サービス計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介その他の便宜の提供等を行うもの

## 第4章 医療施設調査・病院報告

### 医療施設調査

#### 1 調査の目的

この調査は、全国の医療施設（医療法(昭和23年法律第205号)に定める病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

#### 2 調査の沿革

この調査は、昭和23(1948)年に行われた「施設面からみた医療調査」を前身としており、昭和28(1953)年に医療施設調査となった。

昭和48(1973)年に医療施設から提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき「医療施設動態調査」（以下「動態調査」という。）を毎月実施するとともに、全医療施設の詳細な実態を把握することを目的とした「医療施設静態調査」（以下「静態調査」という。）を昭和50(1975)年を始めとして3年ごとに実施することとし、現在に至っている。

なお、静態調査は昭和56(1981)年までは12月末現在で調査していたが、昭和59(1984)年からは10月1日現在で調査している。

#### 3 調査の種類、期間及び期日

(1) 静態調査

静態調査は、3年に1回、全国の医療施設を対象に行う全数調査であり、直近では平成29(2017)年10月1日に実施している。

(2) 動態調査

静態調査の結果に医療施設の開設、廃止等の状況を順次加減し、各月の医療施設の状況を把握するものである。

#### 4 調査の対象

(1) 静態調査は、調査時点で開設している全ての医療施設である。

(2) 動態調査は、医療法に基づく開設・廃止・変更等の届出を受理又は処分をした医療施設である。

#### 5 調査事項

(1) 静態調査

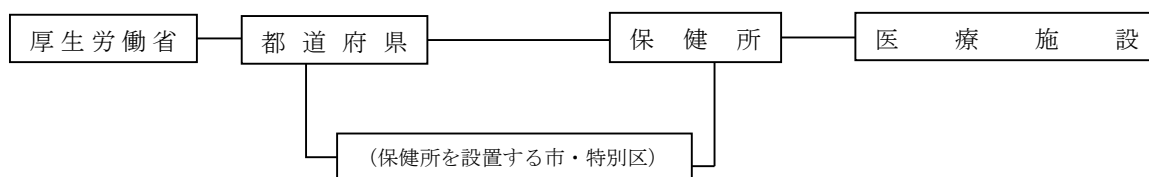
施設名、施設の所在地、開設者、診療科目、設備、従事者の数及びその勤務の状況、許可病床数、社会保険診療の状況、救急医療体制の状況、診療及び検査の実施の状況、その他関連する事項

(2) 動態調査

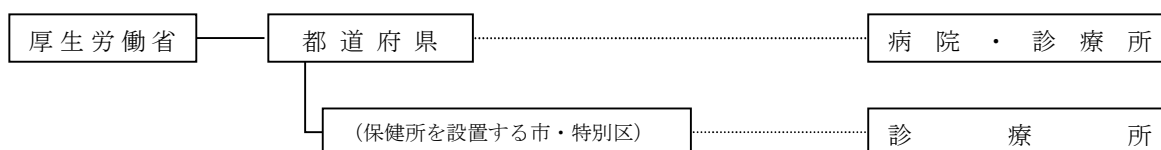
施設名、施設の所在地、開設者、許可病床数、その他関連する事項

## 6 調査の方法及び系統

(1) 静態調査は、医療施設の管理者が自ら調査票に記入する自計方式による。



(2) 動態調査は、医療施設からの開設・廃止等の申請・届出に基づいて、都道府県知事又は保健所を設置する市・特別区の長が動態調査票を作成し、厚生労働大臣に提出する。



## 病院報告

### 1 調査の目的

全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査の沿革

この調査の前身は、昭和20(1945)年10月に発足した「病院週報」であるが、昭和23(1948)年6月に週報から月報に改めるとともに、同年11月に医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)を定めて報告の根拠を明確にし、昭和24(1949)年より医療法に基づく報告とした。

昭和29(1954)年には医療法施行規則の改正により名称を「病院報告」に改め、平成10(1998)年からは療養型病床群(現「療養病床」)を有する診療所からも報告を求めている。

なお、平成13(2001)年3月から報告の根拠は、医療法施行令(昭和23年政令第326号)となった。

平成18(2006)年には介護療養病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に係る病床)の報告を追加した。

### 3 調査の期間

令和元(2019)年1月1日～12月31日

### 4 調査の対象

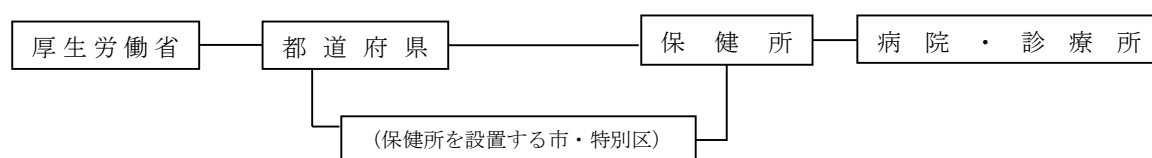
全国の病院、療養病床を有する診療所

### 5 調査事項

在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等

### 6 調査の方法及び系統

病院及び療養病床を有する診療所の管理者が作成し、厚生労働大臣に提出する。



## 解 説

### 1 利用上の注意

- (1) 平成11(1999)年4月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、「伝染病院」は廃止され、「伝染病床」は「感染症病床」に改められた。
- (2) 平成13(2001)年3月の「医療法等の一部を改正する法律」の施行により、「その他の病床」(療養型病床群を含む)は「療養病床」及び「一般病床」に区分され、経過措置期間満了後の平成15(2003)年9月から病床の種別は「精神病床」、「感染症病床」、「結核病床」、「療養病床」及び「一般病床」に改められた。また、平成18(2006)年1月から「療養病床」の内訳として「介護療養病床」が追加された。
- (3) 各統計表における率の算出には、総務省統計局「人口推計(平成29年10月1日現在)」(総人口)を用いている。(※広域健康福祉センター及び市町村別の人口については、「統計表」－「第1章人口動態統計」－「第1節人口」－「第1-1-3表」を参照)

### 2 用語の説明

#### (1) 医療施設の種類

##### ① 病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するもの

##### ② 一般診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所(歯科医業のみは除く。)であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの

##### ③ 歯科診療所

歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの

#### (2) 病院の種類

##### ① 精神科病院

精神病床のみを有する病院

##### ② 一般病院

上記以外の病院(平成10(1998)年までは伝染病院、平成24(2012)年までは結核療養所も除く)

#### (3) 病床の種類

##### ① 精神病床

精神疾患を有する者を入院させるための病床

##### ② 感染症病床

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症、二類感染症(結核を除く)、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床

##### ③ 結核病床

結核の患者を入院させるための病床

##### ④ 療養病床

病院の病床(精神病床、感染症病床、結核病床を除く)又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床

##### ※介護療養病床

療養病床のうち、「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床

##### ⑤ 一般病床

精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床

##### ⑥ 経過的旧その他の病床

旧医療法第7条第2項に規定する「その他の病床」であって、「医療法等の一部を改正する法律」(平成12年法律第141号)の施行後、療養病床又は一般病床のいずれかに移行する届出をしていない病床(平成15(2003)年8月までの経過措置)

##### ⑦ 経過的旧療養型病床群

「経過的旧その他の病床」のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための一群の病床(平成15(2003)年8月までの経過措置)

#### (4) 開設者

##### ① 国(厚生労働省)

厚生労働省が開設する施設

##### ② 国(独立行政法人国立病院機構)

「独立行政法人国立病院機構法」(平成14年法律191号)第3条の規定による法人が開設する施設

- ③ 国（国立大学法人）  
「国立大学法人法」（平成15年法律第112号）第1条の規定による法人が開設する施設
- ④ 国（独立行政法人労働者健康安全機構）  
「独立行政法人労働者健康安全機構法」（平成14年法律第171号）第3条の規定による法人が開設する施設
- ⑤ 国（国立高度専門医療研究センター）  
「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」（平成20年法律第93号）第3条の規定による法人が開設する施設
- ⑥ 国（独立行政法人地域医療機能推進機構）  
「独立行政法人地域医療機能推進機構法」（平成17年法律第71号）第3条の規定による法人が開設する施設
- ⑦ 国（その他）  
国及び国に準ずるものが開設する施設で、上記「厚生労働省」から「独立行政法人地域医療機能推進機構」以外の施設
- ⑧ 都道府県  
都道府県が開設する施設及び「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する都道府県一部事務組合の開設する施設
- ⑨ 市町村  
市町村が開設する施設及び「地方自治法」第284条第1項に規定する市町村一部事務組合の開設する施設
- ⑩ 地方独立行政法人  
「地方独立行政法人法」（平成15年法律第118号）第2条の規定による法人が開設する施設
- ⑪ 日赤  
日本赤十字社が開設する施設
- ⑫ 済生会  
社会福祉法人恩賜財団済生会が開設する施設
- ⑬ 北海道社会事業協会  
社会福祉法人北海道社会事業協会が開設する施設
- ⑭ 厚生連  
全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会が開設する施設
- ⑮ 国民健康保険団体連合会  
「国民健康保険法」（昭和33年法律第192号）第83条の規定により設立した法人で、同法第84条の規定により都道府県知事の認可を受けた国民健康保険団体連合会が開設する施設
- ⑯ 健康保険組合及びその連合会  
「健康保険法」（大正11年法律第70号）の規定により設立した健康保険組合及び健康保険組合連合会が開設する施設
- ⑰ 共済組合及びその連合会  
次に掲げる各共済組合及びその連合会等が開設する施設
  - i 「国家公務員共済組合法」（昭和33年法律第128号）第3条の規定により設立された国家公務員共済組合及び同法第21条の規定により設立された同連合会
  - ii 「地方公務員等共済組合法」（昭和37年法律第152号）第3条の規定により設立された地方公務員等共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合等）及び同法第27条の規定により設立された全国市町村職員共済組合連合会
  - iii 「私立学校教職員共済法」（昭和28年法律第245号）第2条の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団
- ⑱ 国民健康保険組合  
「国民健康保険法」第13条の規定により設立された国民健康保険組合で、同法第17条の規定により都道府県知事の認可を受けて設立され、同法第3条第2項の国民健康保険を行う国民健康保険組合が開設する施設
- ⑲ 公益法人  
「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号）第2条に定義された公益社団法人又は公益財団法人が開設する施設  
注：「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）により認可された一般社団法人又は一般財団法人は「その他の法人」とする。
- ⑳ 医療法人  
「医療法」第39条の規定に基づく医療法人が開設する施設
- ㉑ 私立学校法人

「私立学校法」(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が開設する施設

② 社会福祉法人

「社会福祉法」(昭和26年法律第45号)第22条の規定による法人で、同法第32条の規定により所轄庁の認可を受けた社会福祉法人が開設する施設

③ 医療生協

「消費生活協同組合法」(昭和23年法律第200号)第4条の規定による法人で、同法第10条第1項第6号に定める事業を行う医療生協が開設する施設

④ 会社

会社が、都道府県知事から開設許可(医療法第7条)を受けた施設

⑤ その他の法人

上記「公益法人」から「会社」以外の法人(宗教法人等、民法以外の特別法の規定により設立された法人)が開設する施設

⑥ 個人

個人が開設する施設

(5) 在院患者

病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日24時現在在院している患者をいう。

(6) 新入院患者・退院患者

毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

(7) 外来患者

新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、全てを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

(8) 1日平均在院患者数

$$1日平均在院患者数 = \frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数} \times 365 \text{日 (ただし閏年は366日)}}$$

(9) 1日平均外来患者数

$$1日平均外来患者数 = \frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数} \times 365 \text{日 (ただし閏年は366日)}}$$

(10) 病床利用率

$$\text{病床利用率} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月} \sim \text{12月の合計}} \times 100$$

(11) 平均在院日数

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

療養病床については、次式による。

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times \left[ \begin{array}{l} \text{年間新入院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の} \\ \text{種別の病床から移された患者数} \quad \text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の} \\ \text{種別の病床へ移された患者数} \end{array} \right]}$$

介護療養病床については、次式による。

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times \left[ \begin{array}{l} \text{年間新入院患者数} + \text{年間同一医療機関内の介護} \\ \text{療養病床以外の病床から} \quad \text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関内の介護} \\ \text{療養病床以外の病床へ} \\ \text{移された患者数} \quad \text{移された患者数} \end{array} \right]}$$



(12) 従事者

10月1日24時現在に在籍する者をいい、有する免許の種類等により計上している。

(13) 常勤換算

従事者について、その職務に従事した1週間の勤務時間（残業は除く）を、当該医療施設の通常の1週間の勤務時間で除した数である。

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{従事者の1週間の勤務時間（残業は除く）}}{\text{医療施設で定めている常勤者の1週間の勤務時間}}$$

## 第5章 医師・歯科医師・薬剤師統計

### 1 統計の目的

医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とするものであり、昭和57(1982)年までは毎年、同年以降は2年ごとに実施している。

平成28(2016)年までは、統計法における一般統計調査である「医師・歯科医師・薬剤師調査」として実施していたが、平成30(2018)年からは、行政記録情報を利用して作成する公的統計である、「医師・歯科医師・薬剤師統計」として実施している。

### 2 集計対象

日本国内に住所があつて、医師法第6条第3項により届け出た医師、歯科医師法第6条第3項により届け出た歯科医師及び薬剤師法第9条により届け出た薬剤師の各届出票を集計の対象とする。

### 3 届出の時点

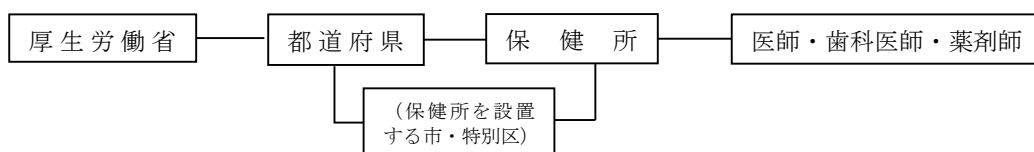
平成30(2018)年12月31日現在

### 4 集計の事項

(1)住所 (2)性別 (3)生年月日 (4)登録年月日 (5)業務の種別 (6)従事先の所在地 (7)主たる業務内容（薬剤師を除く） (8)従事する診療科名（薬剤師を除く） (9)取得している広告可能な医師・歯科医師の専門性に関する資格名（薬剤師を除く）等

### 5 届出の経路等

届出義務者である医師、歯科医師及び薬剤師が、保健所、都道府県等を経由して厚生労働大臣に提出する。



### 6 用語の説明

(1) 病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。

(2) 医育機関

「学校教育法」において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所付属病院も含む。

(3) 診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者の入院施設を有しないもの、又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。

(4) 介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であつて、入所する要介護者に対し、施設サービス

計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を  
行うことを目的とする施設をいう。

#### (5) 介護医療院

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、主として長期にわたり療養が必要である  
要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能  
訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

## 第6章 衛生行政報告例

### 1 調査の目的

衛生行政報告例は、衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を  
把握し、衛生行政運営の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査の対象

都道府県、指定都市及び中核市

### 3 調査の種類

毎年実施する年度報と2年に1度実施する隔年報に分かれる。

### 4 調査事項

精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査関係、生活衛生関係、食品衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護  
関係、難病・小児慢性特定疾病関係等

### 5 調査の方法及び系統

都道府県知事、指定都市及び中核市の長は、所定の報告事項について定められた期限までに、厚生労働省政策  
統括官（統計・情報政策、政策評価担当）に提出する。

厚生労働省

都道府県・指定都市・中核市

## 5 用語の説明

### 1 精神保健福祉関係

#### (1) 申請通報届出

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第22条から第26条の3までの規定に基づ  
き、一般・警察官等から、精神障害者又はその疑いのある者等について、最寄りの保健所長を経て都道府県  
知事に申請・通報又は届出がなされることをいう。

#### (2) 措置入院

法第29条に基づき、2人以上の指定医が診察した結果、その者が精神障害者であり、かつ入院させなけれ  
ばその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ（自傷他害のおそれ）があることで一致  
した場合に、都道府県知事が国若しくは都道府県立の精神科病院又は指定病院に入院させることができる制  
度をいう。

#### (3) 医療保護入院

法第33条に基づき、指定医又は特定医師が診察した結果、精神障害者であると診断され、入院の必要があ  
ると認められた者で家族等の同意がある場合に、精神科病院の管理者が患者本人の同意がなくても精神科病  
院に入院させることができる制度をいう。

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳

法第45条に基づき、精神障害者が都道府県知事又は指定都市の市長に申請し、精神障害の状態であると認  
められたときに交付される手帳をいう。

「1級」とは、他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度、「2級」と  
は、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活が困難な程度、「3級」とは、日常生活又は社会  
生活に制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度、をいう。

(5) 精神保健福祉センター

法第6条に基づく、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関をいい、全ての都道府県・指定都市に設置されている。

2 栄養関係

(1) 特定給食施設

健康増進法第20条第1項に規定される施設で、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。

(2) その他の給食施設

健康増進法第18条第1項第2号に規定する、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、「特定給食施設」に該当しない施設をいう。

3 生活衛生関係

(1) 興行場

映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸等を公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。

(2) 簡易宿所営業

宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を設けて行う営業（山小屋、ユースホテル、カプセルホテル等）をいう。

(3) 下宿営業

1月以上の期間を単位として宿泊させる営業をいう。

(4) 一般公衆浴場

当該公衆浴場の入浴料金が、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令に基づく都道府県知事の統制を受け、かつ、当該施設の配置について都道府県の条例による規制の対象にされている施設をいう。

4 食品衛生関係

(1) 食品関係営業施設

食品衛生法に規定する営業の許可を要する施設34種と、食品衛生法上の営業許可を要しないが監視又は指導の対象となる施設（この報告では11種に分類）をいい、主な施設を計上している。

5 薬事関係

(1) 薬局

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第12項に規定する、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所をいう。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の調剤所を除く。

## 第7章 地域保健・健康増進事業報告（地域保健・老人保健事業報告）

### 1 調査の目的

地域住民の健康の保持及び増進を目的とした保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策のための基礎資料を得ることを目的とする。

なお、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が報告対象となったため、平成20(2008)年度より報告名が「地域保健・老人保健事業報告」から「地域保健・健康増進事業報告」と改められた。

### 2 調査の対象

全国の保健所及び市区町村

### 3 調査の種類 年度報

### 4 調査事項

(1) 地域保健事業（地域保健法、母子保健法、予防接種法 等）

母子保健、健康増進、歯科保健、精神保健福祉、衛生教育、職員の設置状況 等

(2) 健康増進事業（健康増進法第17条第1項及び第19条の2）

健康手帳の交付、健康診査、機能訓練、訪問指導、がん検診 等

## 5 調査の方法及び系統

都道府県、指定都市及び中核市は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）に提出する。

